

尾張旭市監査公表第23号

令和4年11月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年12月1日付け4教第302号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会教育政策課

| 監査の指摘事項  | 措置状況   |
|--|--|
| 小中学校昇降機保守点検業務及び旭小学校等昇降機保守点検業務において、随意契約公表の事務手続が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。 | 指摘事項については、随意契約の内容の公表を行いました。<br>今後は、適正に事務を行うよう改めます。 |